

内閣官房総務課長宛

内閣官房  
総務課  
長宛

昭和二十二年四月二十五日發議 四月二十六日執行  
昭 和 二 十 二 年 四 月 二 十 五 日 決 裁

議 長

副 議 長

案 五 六

書 記 官 長

書 記 官 長

一官吏任用叙級令の一部を改正する等に関する勅令

一官吏服務紀律の一部を改正する勅令

一皇室典範及皇室典増補廢止ノ件

一皇室令及附屬法令廢止ノ件

官 房 密 院

一 枢密院官制及事務規程等の廢止に関する勅令  
右來る三十日水曜日午前十時會議が開かれます  
から御出席をなされるよう議長の命に依つて御通  
知致します。

追つて議案各一部及び各件の審査報告書を御配  
付致します。

昭和二十二年四月二十六日

書記長

議長

副議長

親王

各大臣

顧問官

宛各通



又

柳 密 院

一第一案第三号及第四号の件名

右来る三十日水曜日午前十時會議が開かれるから宮内大臣出席せられるよう取計らわれたい別冊議案及び審査報告書を添え命に依つて照会する。

追つて説明員の出席は成るべくその人数を少くしその官職氏名を折返し御通知願う。

昭和二十二年四月二十六日

高辻事務官

宮内大臣官房文書課長宛

内閣文庫乙第十七号

昭和二十二年四月二十八日

内閣官房文書課



枢密院事務官殿

明後三十日の貴院本會議に左記の者が説明員として出席しますからよろしく御取計願います。

書記官長 林 讓 若  
法制局長官 入 江 俊 郎  
法制局次長 佐 藤 達 夫

事務官  
六

宮内次官

宮内次官 官職第七十八篇

一 皇室典範及皇室典範増補廢止ノ件  
一 皇室令及附屬法令廢止ノ件  
よききに貴院に諮詢あらせられた右二件に  
関する來り四月三十日の會議には松平宮  
内大臣出席し且つ説明員として左記の者

一 右が出席致します。

右回答します。

記

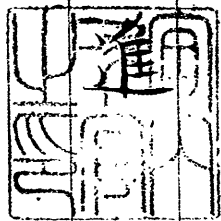
宮内次官 加藤 進

A large rectangular table with vertical lines, currently empty.

宮内省出仕 高尾亮一

昭和二十二年四月二十八日

宮内次官 加藤



枢密院書記官長 諸橋襄殿